

## 佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が行う漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業（以下「コラボ事業」という。）による話題性、集客性その他の関係人口の創出効果等に鑑み、市が所有するコラボ事業に係る製品等のデザインの利用等に係る取扱いについて必要な事項を定めることにより、民間事業者等によるデザインを活用した新たな価値の創造を促進し、もって官民協働による関係人口及び交流人口の創出その他の市の活性化に寄与することを目的とする。

### (デザインの管理等)

第2条 この要領において、デザインとは、市が所有し、管理する次に掲げるコラボ事業に係る製品等のトータルデザインとする。

- (1) コラボレーションバルーン
- (2) ラッピングバス
- (3) デザインマンホール

2 市長は、コラボ事業が漫画「北斗の拳」の原作者である武論尊氏をはじめとした多くの関係者の支援及び協力により成立していることを踏まえ、デザインが適切に利用されるよう努めるものとする。

### (デザインの管理に関する事務の分掌)

第3条 デザインの管理に関する事務は、企画部長が分掌する。

### (利用の届出)

第4条 デザインを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとする場合には、その提出を省略することができる。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 利用しようとする第2条第1項各号に掲げるデザイン
- (3) 利用しようとする目的及び方法
- (4) 利用しようとする期間
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により届出書の提出があったときは、その内容を確認するとともに、コラボ事業が漫画「北斗の拳」のキャラクターの権利の管理を行っている事業者（以下「著作権会社」という。）の協力により実施されていることを考慮し、著作権会社に対し利用の届出があったことを伝達し、その指示を受けるものとする。ただし、著作権会社との協議により、著作権会社が直接利用者に対して指示することを妨げない。

3 市長は、前項本文の規定により、著作権会社から必要な指示があったときは、

利用者に対してその指示の内容を伝達するものとする。

- 4 利用者は、前項の指示（第4条第2項ただし書による指示を含む。）に基づき、著作権会社に対して、申請その他の必要な手続きを行うとともに、当該申請等の内容を市長に報告しなければならない。著作権会社から当該申請等に対する承諾を受けた場合も同様とする。

（利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、デザインの利用に当たり、次に掲げる事項について、遵守しなければならない。

- （1）法令及び公序良俗に反する利用をしないこと。
- （2）デザインのイメージを損なわないよう適切に利用すること。
- （3）宗教的又は政治的な活動に係る利用をしないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をしないこと。
- （5）デザインを利用して作成、製造する製品等には、別表に定めるマークを掲示すること。
- （6）利用が終了したときは、市長に届け出ること。
- （7）その他市長が指示する事項

（利用料）

第6条 デザインの利用に係る利用料については、無料とする。

（損害賠償責任等）

第7条 市長は、届出に係るデザインの利用に起因し利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

2 市長は、利用者がこの要領に基づきデザインを利用し、作成、製造した製品等に瑕疵があったとしても、その責任を負わない。

3 利用者がデザインの利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、利用者が責任を持って速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を負わない。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月25日から施行する。

別表（第5条関係）

武論尊×佐久市

（注）マークについては、上記の内容が明確になるように作成すること。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

（届出先）佐久市長

住 所

氏 名

㊟

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用届出書

佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 利用しようとするデザイン（いずれかに○をしてください。）
  - ・ コラボレーションバルーン
  - ・ ラッピングバス
  - ・ デザインマンホール
- 2 利用の目的
- 3 利用の方法
- 4 利用の期間

様式第2号（第4条第4項前段関係）

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

㊞

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用報告書

年 月 日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」  
とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、下記のとおり版權  
会社に対し必要な申請等を行いましたので、佐久市北斗の拳コラボレーション  
事業に係るデザイン取扱要領第4条第4項前段の規定により報告します。

記

- 1 版權会社に対する申請等の日
- 2 申請等の内容
- 3 その他

様式第3号（第4条第4項後段関係）

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

㊞

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用承諾報告書

年 月 日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、著作権会社との協議が終了し、下記のとおり商品化等を行いますので、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第4条第4項後段の規定により報告します。

記

- 1 著作権会社の承諾日
- 2 承諾された商品化等の内容
- 3 その他

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（届出先）佐久市長

住 所

氏 名

㊟

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用終了届出書

年 月 日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」  
とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、下記のとおり利用  
が終了しましたので、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取  
扱要領第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 デザイン利用の終了日
- 2 利用終了の理由
- 3 その他

(記載例①)

様式第1号(第4条第1項関係)

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所 佐久市〇〇〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑧

### 佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用届出書

佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 利用しようとするデザイン(いずれかに○をしてください。)

- ・コラボレーションバルーン
- ・ラッピングバス
- デザインマンホール

2 利用の目的

(例) デザインマンホールのデザインを活用したキーホルダーを製作し、市内のお土産店で販売するとともに、佐久市ふるさと納税の返礼品としても提供し、佐久市のPRに寄与したい。

3 利用の方法

(例) キーホルダーを概ね1,000個製作  
ケンシロウ300個、ラオウ200個、その他100個ずつ  
販売価格は、1個当たり200円(税抜き)を想定

4 利用の期間

(例) 令和元年12月～生産個数の販売が終了する日まで



(記載例②)

様式第2号(第4条第4項前段関係)

年 月 日

(報告先) 佐久市長

住 所

氏 名

㊞

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、下記のとおり著作権会社に対し必要な申請等を行いましたので、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第4条第4項前段の規定により報告します。

記

1 著作権会社に対する申請等の日

(例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 申請等の内容

(例) 別添の商品化申請のとおり。

3 その他

(記載例③)

様式第3号(第4条第4項後段関係)

年 月 日

(報告先) 佐久市長

住 所

氏 名

印

### 佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用承諾報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、著作権会社との協議が終了し、下記のとおり商品化等を行いますので、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第4条第4項後段の規定により報告します。

#### 記

##### 1 著作権会社の承諾日

(例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

##### 2 承諾された商品化等の内容

(例) デザインマンホールを活用したキーホルダーの商品化

ケンシロウ300個、ラオウ300個、その他100個ずつ

販売予定価格200円(税抜き)

##### 3 その他

(例) 著作権会社へ支払うロイヤリティは、販売予定価格の7%とされています。

著作権会社から、ふるさと納税の返礼品としても提供することを承諾いただいています。

(記載例④)  
様式第4号(第5条関係)

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所

氏 名 ④

佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン利用終了届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで届出しました佐久市が所有する漫画「北斗の拳」とのコラボレーション事業に係るデザインの利用について、下記のとおり利用が終了しましたので、佐久市北斗の拳コラボレーション事業に係るデザイン取扱要領第5条の規定により届け出ます。

記

1 デザイン利用の終了日

(例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 利用終了の理由

(例) デザインを利用して製造した製品が全て売却されたため。

3 その他